

八王子市内の中小企業を知っていますか

市内の中小企業に就職した若者に奨励金を交付！



八王子市では、「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業等に就職した市内在住の若者に、奨励金（10万円）を交付する制度を実施しています。

就職活動中の皆さん、就職活動を控えている皆さん、ぜひ、これをきっかけに、八王子市内にどんな企業があるかを見て、就職の幅を広げてみませんか。

対象

下記の条件をすべて満たしている方

- ①高校・大学・短大・高専・専門学校等（※1）を卒業して3年以内
- ②「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業等（※2）に正規社員（※3）として就職
- ③市内に住民登録がある
- ④この制度による奨励金の交付を受けていない

※1：学校教育法に規定する学校が対象です。よって専修・専門学校においては都道府県の認可を受けている学校が対象となります。

※2：中小企業法第2条に掲げる中小企業が対象です。また、社会福祉法人等の企業以外の法人の場合は、従業員300人以下の法人が対象です。

※3：正規社員とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇をいう）を受けている労働者をいいます。

申請方法

①**交付対象者の認定**⇒上記①～④の条件をすべて満たせば申請できます。（申請期間は就職後1年以内）

・奨励金交付対象者認定申請書（第1号様式）を記入の上、下記の書類を添付して提出してください。なお、申請の際に在職状況及び居住状況等を市が調査することに同意していただきます。

添付書類：大学等を卒業した事実を証する書類またはその写し、在職証明書（第2号様式）、住民票の写し（本人の分のみ。世帯主・続柄、本籍地等の記載は不要）

②**1回目（7万円）の奨励金の申請**⇒就職後2か月を経過していれば申請できます。

・奨励金交付申請書（第6号様式）を記入の上、提出してください。市で審査・交付決定後、交付請求に基づき指定の口座に振り込みます。

③**2回目（3万円）の奨励金の申請**⇒就職後に課税された市民税の納付後（就職した年の翌々年の6月1日以降（※4））に申請できます。

・奨励金交付申請書（第7号様式）を記入の上、在職証明書（第2号様式）を添付して提出してください。市で審査・交付決定後、交付請求に基づき指定の口座に振り込みます。

※4：就職した年の翌年度に属する年度分の市民税の納付義務が発生しなかった場合は、就職した年の3年後の6月1日以降となります。

申請書等の様式は、市役所6階産業政策課の窓口で配布のほか、市のホームページや「はちおうじ就職ナビ」からダウンロードできます。

裏面につづく

注意事項

- 奨励金の交付対象者に認定された方には、市で行うアンケート調査や、企業と学生との交流イベント、「はちおうじ就職ナビ」の記事掲載などの協力をお願いする場合があります。
- 交付対象者の認定を受けるための申請は**就職後1年以内**に行ってください。それ以降は無効となります。
- 奨励金の交付を受けるには、各回の奨励金交付申請時に要件を満たしていることが必要です。
- 交付対象者として認定後、奨励金交付時に就職した会社を離職した時点で、交付対象者としての資格が喪失しますので、奨励金の交付を受けることができません。よって、離職後にはちおうじ就職ナビ掲載企業に転職した場合でも交付はできません。
- 交付対象者として認定後、市外へ一度でも転出した時点で、交付対象者としての資格が喪失しますので、奨励金の交付を受けることができません。
- 奨励金交付後、交付要件を満たしていなかったこと等が判明した場合は、返還を求める場合があります。

八王子市の企業はどうやって知ることができますか？



「はちおうじ就職ナビ」(<http://www.kyujin.hachioji-tokyo.jp/>)
をご覧ください。



はちおうじ就職ナビ
QRコード

はちおうじ就職ナビトップページ

約 180 社(H29.4 月時点)の企業情報を掲載しています。自分に合った企業を見つけるための「こだわり条件」検索をはじめ、さまざまな業種・職種から市内企業を探すことができます。また、企業研究や就活の常識、社長による就活生へのアドバイス、若手社員の入社したきっかけなど、さまざまなコラムを掲載しております。

問い合わせ先

八王子市産業振興部産業政策課

所在地 八王子市元本郷町3-24-1

電話 042(620)7252 FAX 042(627)5951

メール b091100@city.hachioji.tokyo.jp